

国立大学法人電気通信大学スクールカラー規程

平成22年11月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学のスクールカラー(以下「スクールカラー」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(カラーコード)

第2条 スクールカラーの規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DICカラーガイド256番
- (2) CMYKカラーモデルC90, M90, Y17, K0
- (3) RGBカラーモデルR26, G26, B212
- (4) WEBカラー#1A1AD4

(呼称)

第3条 スクールカラーは、UECブルーと呼ぶこととする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、スクールカラーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月24日から施行する。